



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### みなし協定締結国リストの追加および IRS 登録期限を延長する IRS 告知 2014-17 を公表

アメリカ

2014 年 4 月 3 日

2014 年 4 月 2 日 (米国時間)、米国財務省および内国歳入庁 (Internal Revenue Services: 以下「IRS」) は、IRS 告知 2014-17 を公表し、現時点では米国政府と外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) に関する政府間協定の締結には至っていないものの、協定の内容にすでに大筋合意している 22 カ国について、みなし政府間協定締結国として取り扱うことを明示した。また同時に、金融機関の IRS 登録期限を 2014 年 4 月 25 日から 2014 年 5 月 5 日まで延長した。

IRS 告知 2014-17

<http://www.irs.gov/pub/irs-drop/a-14-17.pdf>

#### 1. 最新協定締結国リスト

現在 FATCA における政府間協定を正式に締結している国は 26 カ国である。今回の IRS 告知では新たに 22 カ国について、2014 年 12 月 31 日までの間、政府間協定締結国と見なすことを公表した。みなし締結国がその後も、協定締結国であるというステータスを維持するには、2014 年 12 月 31 日までに米国と正式に協定締結しなければならない。米国財務省は今後数週間以内に、新たに大筋合意が得られた国をリストに追加するとしているが、正式締結には至っていないことから、当該国が締結するとされる協定の内容については正式締結がされるまでは公表しない。

#### 正式協定締結国: 26 カ国

モデル 1	
英国	ガーンジー島
デンマーク	ジャージー島
メキシコ	マン島
スペイン	マルタ
コスタリカ	オランダ
アイルランド	モーリシャス
ノルウェー	イタリア
ドイツ	ハンガリー
ケイマン諸島	カナダ
フランス	フィンランド
ルクセンブルグ	ホンジュラス
モデル 2	
日本	チリ
スイス	バミューダ

#### みなし協定締結国: 22 カ国・地域

モデル 1	
オーストラリア	ベルギー
ブラジル	英領バージン諸島
ジャマイカ	コソボ
ラトビア	リヒテンシュテイン
リトアニア	ポーランド
ポルトガル	カタール
南アフリカ	韓国
ルーマニア	チェコ共和国
ニュージーランド	ジブラルタル
スロベニア	クロアチア
エストニア	
モデル 2	
オーストリア	

## 2. IRS 登録期限の延長

世界中の多くの金融機関は、IRS 登録期限とされている2014年4月25日までに自国の政府間協定が締結されるかどうか不明であるため、協定締結国金融機関としての FATCA ステータスが確定できず登録することができないといった懸念を早くから表明していた。特にモデル 1 協定締結国の金融機関については、登録期限が2014年12月31日となる特別ルールが設けられているため、その特別ルールに依拠することを前提でいると、協定が締結されなかった場合に不参加金融機関として取り扱われるリスクがある。

今回の IRS 告知では、政府間協定締結国とみなされる国・地域の公表に伴い、金融機関にさらなる10日間の延長期限を与えた。これにより登録期限は2014年4月25日から2014年5月5日となる。従って、これまで登録作業が未完了であった金融機関は対応を急いで行うことが予想される。

なお、5月5日までに登録を行う金融機関は6月2日の初回 FFI(Foreign Financial Institution: 外国金融機関: 以下「FFI」)リストに表示されることとなる。また5月5日以降6月3日までに登録を行う金融機関については、7月1日公表の FFI リストに表示される予定とされているが、IRS による承認処理および GIIN (Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号)の発行は、登録を早く行った順となるため、やはり早めの対応をお勧めする。

一方、モデル 1 協定締結国の金融機関においては2014年12月22日までに登録を完了すると、2015年1月1日公表予定の FFI リストに表示されることとなる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.tohmatsu.com/tax/nl/us](http://www.tohmatsu.com/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
エグゼクティブ オフィサー	生田 ひろみ	<a href="mailto:hiromi.ikuta@tohmatsu.co.jp">hiromi.ikuta@tohmatsu.co.jp</a>
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	岡 映	<a href="mailto:akira.oka@tohmatsu.co.jp">akira.oka@tohmatsu.co.jp</a>
マネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatsu.co.jp">naoko.akiba@tohmatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
URL	<a href="http://www.tohmatsu.com/tax">www.tohmatsu.com/tax</a>	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。